

別表六（十二）付表二の記載の仕方

- 1 この明細書は、措置法第42条の4第8項第3号《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》の通算法人が同条第18項において準用する同条第8項第2号に規定する適用対象事業年度において同条第7項又は令和6年改正前の措置法（以下1において「令和6年旧措置法」といいます。）第42条の4第7項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合（措置法第42条の4第8項第3号イの他の通算法人が同条第18項において準用する同条第8項第2号に規定する他の事業年度において同条第7項又は令和6年旧措置法第42条の4第7項の規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。
- 2 当該通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第1項《更正の請求》の規定による更正の請求をする場合には、次によります。
 - (1) 「他の通算法人の差引対象特別試験研究費の額の合計額1」の欄には、確定申告書等（措置法第2条第2項第28号《用語の意義》に規定する確定申告書等をいいます。以下2及び4において同じです。）に添付された別表六(十二)付表二「1」の金額を記載します。
 - (2) 「他の通算法人の税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額3」の欄には、確定申告書等に添付された別表六(十二)付表二「3」の金額を記載します。
 - (3) 「他の通算法人の税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額5」の欄には、確定申告書等に添付された別表六(十二)付表二「5」の金額を記載します。
 - (4) 「他の通算法人の調整前法人税額の合計額8」の欄には、確定申告書等に添付された別表六(十二)付表二「8」の金額を記載します。
 - (5) 「税額控除可能分配額13」の欄は、記載しません。
- 3 「この申告が修正申告である場合」の各欄は、当該通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第1項の規定による更正の請求をする場合（当該通算法人が期限後申告をする場合で措置法第42条の4第18項において準用する同条第8項第7号の規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。
- 4 「非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額20」の欄は、別表七(二)「5の当期分」の金額が確定申告書等に添付された別表七(二)「5の当期分」の金額を超える場合におけるその超える部分の金額（当該確定申告書等が期限後申告書である場合には、当該確定申告書等の別表七の二「7」の金額として計算される金額を含みます。）を記載します。
- 5 「⁽²⁰⁾の法人税額相当額21」の欄は、「非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額20」の金額を別表一「1」の金額とみなした場合に同表「2」の金額として計算される金額を記載します。この場合において、当該通算法人が措置法第42条の3の2《中小企業者等の法人税率の特例》の規定の適用がある法人であるときは、同条の規定の適用を受ける法人として計算します。
- 6 「調整後税額控除可能額23」の欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 「^{(10)－(22)}」の金額が0に満たない場合には、当該金額を0として計算します。
 - (2) 措置法第42条の4第18項において準用する同条第8項第6号の規定の適用がある場合には、「⁽⁷⁾と^{(10)－(22)}のうち少ない金額」とあるのは、「⁽⁷⁾と^{(10)－(22)}のうち少ない金額⁽¹⁷⁾」として計算します。